(モントリオール条約) 一九条

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約

## 判例研究

# (商法 六四五] 国際航空旅客運送における受託手荷物の延着事例

(LEX/DB 25605255) (LEX/DB 25605255)

### 〔判示事項〕

任がある。また、運送人は、予約された座席種別での運送物を合理的な根拠なく延着させた本件では、債務不履行責手荷物を旅客の搭乗便に搭載する債務を負い、旅客の手荷航空運送人は、国際航空旅客運送において、原則として

債務を負う。

[参照条文]

### [事 実]

盟する航空会社(以下「加盟航空会社」)運航便の航空券あるところ、被告NHのウェブサイト上で同グループに加スターアライアンスグループに加盟しており、提携関係にスターアライアンスグループに加盟しており、提携関係にー 本件前提事実の概要――座席種別のアップグレード

を購入できる。

を取得することができる(AMC規約七条)。 被告NHや加盟航空会社の運航便を利用した場合にマイルラブ(以下「AMC」)を運営しており、AMC会員は、

被告NHは、会員制プログラムとして同社マイレージク

象運賃は、

往復航空券の購入

ネスクラスにアップグレードできるエコノミークラスの対が必要である。なお、アップグレード特典を利用してビジ

一般的に価格の高い運賃限定がなされている。

用対象の予約クラス運賃で航空券を予約し、決済すること約一一条ないし一三条)、同特典を利用するためには、利グレード特典」)と引き換えることができるが(AMC規ビジネスクラスにアップグレードする特典(以下「アップ空会社の国際線運航便の座席種別をエコノミークラスから空会社の国際線運航便の座席種別をエコノミークラスから

到着する被告SQ四四八便 チャンギ空港に到着する被告NH八四三便 ビジネスクラスにアップグレードした。 ス運賃で予約・決済した後、 いずれもアップグレード特典を利用できるエコノミークラ の航空券と、チャンギ空港を同日に出発し、 のウェブサイト上で、同年三月一〇日に羽田空港を出発し を購入することとし、平成三一年二月四日ころ、被告NH 原告Xは、 羽田空港からダッカ空港までの往復の航空券 (以下「Ⅱ便」)の航空券を、 同特典を利用して座席種別を 被告NHは、 (以下「Ⅰ便」) ダッカ空港に 当該

たことをシステムで確認し、

申込みを受けた後、

Ⅱ便のビジネスクラス座席が確保でき

Xの保有するマイルからアッ

が同便ビジネスクラスにアップグレードされた旅客である

出発して羽田空港に到着する被告NH運航便の航空券を、に到着する訴外加盟航空会社の運航便の航空券と、香港をまた、Xは、復路として、ダッカ空港を出発し、香港空港プグレードに必要な一万二○○○マイルを減算処理した。

運賃三一万三八〇〇円に莵金等を加算した三五万七八〇円、Xは、被告NHに対し、本件予約の際、前記旅程の航空程」という)。

下、Xによるダッカ空港への往復の予約を総称して「本件して座席種別をビジネスクラスにアップグレードした(以

エコノミークラス運賃で予約・決済した後、

同特典を利

往路と同様に、いずれもアップグレード特典を利用できる

運賃三一万三八○○円に税金等を加算した三五万七八○円 を支払った。 Xは平成三一年三月一○日、羽田空港において、被告NHに対し、受託手荷物の運送を委託し、I便のビジネスクラス搭乗拒否と受託手荷物の別便運送 スの受託手荷物をI便に搭載してチャンギ空港に運送し、 Xの受託手荷物をI便に搭載してチャンギ空港に運送し、 Xの受託手荷物を引渡した。XがⅡ便に乗り継ごうとしたところ、被告SQの空港職員から、同社予約記録上、X

データが反映されていないとの説明を受けた。

に対してⅩがⅡ便のビジネスクラスに搭乗できるように働 被告NH予約センターの係員に架電し、被告SQ

の確認ができないとして、ビジネスクラスの搭乗を拒否し 便のビジネスクラスに搭乗できるよう働き掛けるなどした 被告NHの運送責任者を通じて、被告SQに対し、Xが同 きかけるよう求めた。NH係員は、 被告SQは、Xがアップグレードした旅客であること Xの予約状況を確認し、

被告SQは、 Ⅱ便の出発時間が近づいたことから、Xに

る前までに出発準備が完了しているため、Xの受託手荷物 ことを決定した。被告SQは、遅くともXがⅡ便に搭乗す 求めたところ、Xは、 被告SQ四四六便 同便のエコノミークラスに搭乗するか、同便に続く 以下、 Ⅱ便のエコノミークラスに搭乗する 「Ⅲ便」)に搭乗するかの選択を

電話番号を記載した。 ダッカ空港に到着した後、受託手荷物未着情報に連絡先の を同便に搭載することができなかった。そのため、Xは、

港に運送した。 委託を受けた者がXの受託手荷物を受領した。なお、被告 被告SQは、 被告SQは前記電話番号に連絡し、Xから Xの受託手荷物をⅢ便に搭載し、 ダッカ空

0)

損害が生じたとして同額およびこれに対する遅延損害金

許容搭載量に余裕のある次の運航便で運送する旨の定めが 機で運送することが実行不可能であると判断した場合は、 SQの運送約款には、 同社が受託手荷物を旅客と同じ航空

した。被告NHは、 航空会社および被告NHの各運航便ビジネスクラスに搭乗 ある(同九条四項(ご)。 Xは、ダッカ空港から羽田空港までの復路は、 XがⅡ便のビジネスクラスに搭 訴外加

盟

マイルをXに払い戻した。

ことができなかったことから、

減算処理した一万二〇〇〇

几

Xは、被告らがXをⅡ便のビジネスクラスに搭乗させる 訴えの提起

債務およびXの手荷物をⅡ便に搭載する債務を負ってい

利用することのできない同クラスの運賃の差額三○万七三 することのできるエコノミークラスの運賃から前記特典 して、被告NHに対し、Xにはアップグレード特典を利 にもかかわらず、前記各債務を履行しなかったなどと主

るための航空運賃等、 記差額に前記手荷物の受領に要した費用、 害金の支払を求めるとともに、 慰謝料を加算した一〇 被告SQに対し、Xには前 再度の旅行をす 一万四六〇円

○円の損害が生じたとして同額およびこれに対する遅延損

の支払を求めた。

一九条の主張を行い、本判決も前提事実において、関係す 下、文中「条約」または「MC」と略称する場合がある。) 下、文中「条約」または「MC」と略称する場合がある。) 下、文中「条約」または「MC」と略称する場合がある。) である。なお、延着責任 である。なお、延着責任

一 被告SQの債務不履行責任の有無

した。

れない。」と判示して、

被告NHの債務不履行責任を否定

# (一)ビジネスクラスに搭乗させる債務について「一番号でしょく」

記債務を履行しなかったものと認められる。」とした上で、おすることを拒否したものであるから、被告SQは上とが確認できないなどとして、Xが同便のビジネスクラスに搭乗させる債務を負うにきが確認できないなどとして、Xが同便のビジネスクラスに搭乗させる債務を負うにかに本判決は、「被告SQは、XをⅡ便のエコノミーク次に本判決は、「被告SQは、XをⅡ便のエコノミーク

「被告SQにおいてXがアップグレード特典を利用してビジネスクラスにアップグレードしたことの確認ができなからな原因は専ら被告SQが使用するシステム上の問題に起めすることがうかがわれることに照らすと、当該システムというべきであるから、同社に帰責性がないということはというべきであるから、同社に帰責性がないということはできない。」と判示した。

## (二) 受託手荷物の延着について

乗させる債務を負っていたことからすると、被告SQは本本判決は、「被告SQがXをⅡ便のビジネスクラスに搭

#### 判旨

る条約として同条を引用している。

は「Xは、Ⅱ便の航空券を購入しており、Xと一 被告NHの債務不履行責任の有無 請求棄却

Xに対して何らかの債務不履行責任を負うものとは認めらいると認められるから、被告NHがXを同便のビジネスクラスに搭乗させる債務やXの受託手荷物を同便に搭載するラスに搭乗させる債務やXの受託手荷物を同便に搭載するいると認められるから、被告NHがXを同便のビジネスクラスにアップグレードするために必要な手続を行ってスクラスにアップグレードするために必要な手続を行っていることが認められるから、かかる観点からも被告NHに運航航空会社である被告SQとの間に運送契約が成立して運航航空会社である被告SQとの間に運送契約が成立して

来Xの受託手荷物を□便に搭載すべき債務を負っていたとが SQがXを□便のビジネスクラスに搭乗させる債務の履行 SQがXを□便のビジネスクラスに搭乗させる債務の履行 をしなかったことによるものといえるから、Xの受託手荷 物は合理的な根拠なく延着したものと認めるのが相当であ る。」とした上、「Xと被告SQが上記(受託手荷物の運送 る。」とした上、「Xと被告SQが上記(受託手荷物の運送 に搭載すべき債務を負っていたと に搭載すべき債務を負っていたと

三 Xに生じた損害

ない。」と判示した。

認められる上、被告SQに帰責性がないということはでき

要した費用は「支払った事実を認めるに足りる的確な証拠たと認められるかについて検討する」が、手荷物の受領に

本判決は、「債務不履行によりXが主張する損害が生じ

る。

は見当たらないから、原告に同額の損害が生じたとは認め

じたとは認められない。」とし、運賃の差額も「被告NHりる的確な証拠は見当たらないから、Xに同額の損害が生のために上記各金額の支払が必要であることを認めるに足のが再度会議のためにダッカに赴く必要があることやそられない。」、再度の旅行をするための航空運賃について

いうことは困難であるというほかない。」と判示した。において減算処理をしたマイル以外にXに損害が生じたと

また、本判決は、延着から生じた慰謝料について、「X

あることを事前に認識し、あるいは、認識し得たと認めらって原告は同便のビジネスクラスに搭乗できない可能性がクラスに搭乗させる債務を負っていたとはいえ、状況によを主張するが、(中略)被告SQが原告をⅡ便のビジネスを主張するが、(中略)被告SQが原告をⅡ便のビジネスは、被告SQの債務不履行により、精神的苦痛を受けた旨

生じたとまでは認められない。」と判断した。れるから、Xに殊更金銭賠償を要するほどの精神的苦痛が

以上のように、本判決は、

被告SQには債務不履行があ

るが、Xの損害を否定して、Xの請求を棄却したものであ

### 研究

一本判決の意義判決の結論には賛成。

本判決の意義は、

国際航空旅客運送における手荷物の

延

(松田真治「判批」法律のひろば七六巻八号(二〇二三)九条に関する主張がなされた初めての公表裁判例であろう着責任について判示した点にあり、モントリオール条約一

### ○九頁)。

## モントリオール条約の規律

あり、

籍や運送した航空機の国籍、

事故発生地などとは無関係

トリ (一) 国際航空運送に対する排他的適用 九九九年五月二八日、 オール条約が、国際民間航空機関(ICAO) ワルソー条約を現代化したモン 加盟国

と損害賠償Ⅱ』六四頁 空運送契約に関する損害賠償」藤村和夫編 (carrier) モントリオール条約は、 の責任を統一したものである(菅原貴与志 (青林書院、二〇二三))。 国際航空運送に適用され、 『複雑困難事件 国内 航

な旅客・手荷物・貨物の輸送について、 外交会議で採択された。モントリオール条約とは

現代の運送人

国際的

ての一 約は、 国 の締約国に出 地が二つの締約国の領域にある場合であり、 の航空運送には適用がない。すなわち、モントリオール条 条約に定める (条約の排他的強行性。MC 一条一項、二九条参照)。 (条約の締結国でなくてもよい)  $\widehat{\mathbf{M}}$ 「国際運送」について、その規律が排他的に適用され 航空機により有償で行う旅客・手荷物・貨物のすべ C一条二項)。また、 発地 「国際運送」とは、 到達地があり、 条約適用の有無は、 の領域にある場合であ 第一に、 かつ予定寄港地が他の 第二に、一つ 出発地・到達 旅客の 国

る

か、 港地が他の国の領域にある場合には、 載された出発地・到達地が、①二つの締約国の領域にある 三七二頁(弘文堂、二〇二二))。したがって、 載によって判断される(江頭憲治郎 関する証拠証券として交付される航空券 そして、運送契約の内容は、 『新航空法講義』 ②一つの締約国に出発地・到着地があり、 運送契約の内容によって決定される 一七四頁 〔藤田〕 運送契約の締結および条件に (信山社、二〇〇七))。 『商取引法 当該運送契約が (旅客切符) (藤田勝利 航空券に記 かつ予定寄 〔第九版 の記

## (二) 本件運送契約の条約適用

際運送」として条約が適用されるのである。

parties/Mtl99\_EN.pdf) ~ 契約は二〇一九年三月、 という往復旅行(round trip)である。この点、 らチャンギ空港(シンガポール) (https://www.icao.int/secretariat/legal/List%20of%20 (バングラデッシュ)に行き、 (松田・前掲一一三頁)。 条約に加盟したのは二〇二二年九月二日であるため 本件運送契約は、二〇一九年三月、 バングラデッシュがモントリオー 条約の適用が一応問題とはなる ダッカから羽田に帰着する を経由してダッカ空港 羽田空港 <del>日</del> 本件運送 本 か

用される(往復旅行の国際運送を肯定する見解として、 とし、バングラデッシュを予定寄港地とする往復航空券が から、条約一条二項所定の国際運送に該当し、同条約が適 発行され、これに対して運賃が支払われている事案である · 前掲一七四頁、 本件では、 藤田勝利=落合誠一=山下友信編『注 出発地・到着地を締約国である日本 藤

しかし、

決は、 中で「原告は、被告に対し、本件予約の際、本件旅程 明確な言及がない(松田・前掲一一三頁)。しかし、 条約の適用を前提とした判断をしたものと評価でき の航空運賃を支払った」旨を明示するなど、本判 判決 往

0)0

釈モントリオール条約』三三頁〔山下〕(有斐閣、二〇二

モントリオール条約の適用に有無について、本判決では

### 運送人の延着責任

るであろう。

### (一) 延着の意義

ただし、 損害を防止するために合理的に要求されるすべての措置を 空運送における延着から生じた損害について責任を負う。 条約一九条は、「運送人は、 運送人は、 運送人並びにその使用人及び代理人が 旅客、 手荷物又は貨物の航

> 責任 occasioned by delay in the carriage by air of passengers たことを証明する場合には、延着から生じた損害について とったこと又はそのような措置をとることが不可能であっ を負わない。(The carrier is liable for damage

and its servants and agents took all measures that could liable for damage occasioned by delay if it proves that it baggage or cargo. Nevertheless, the carrier shall not be

reasonably be required to avoid the damage or that it

「国内航空運送法制化に際しての諸論点」慶應法学三〇

と定める(定時性・定刻性の法的性質について、菅原貴与 was impossible for it or them to take such measures.)

や損害賠償の範囲などは法廷地法によって判断される 条文には「延着(delay)」の定義がないため、その意義 号

(二〇一四) 九六頁)。

志

定をおかないとの結論に至った。 前提として、個々の事案ごとに判断することとし、定義規

着概念が明らかにされるであろうとの観点から、裁判例 定義を置くべきとの議論もあったが、事案の集積により延 田・前掲一七七頁)。この点、条約の起草過程では延着

延着とは、 文理上、 到達地に到達すべき時期により遅れ

て到達することであるが(小町谷繰三『空中運送法論

[松嶋隆弘])。

arrival at the place of destination)」という時間的な問題 何を問わないとされる)、学説においては Annotated, (2<sup>nd</sup> ed.2000) p.101、藤田ほか・前掲二五七頁 に帰着させる (L. Goldhirsch, The Warsaw Convention 補版〕』一六三頁(有斐閣、 に合意された到 達時間)を失した到達 一九五四) は、 「時機 その (untimely 原 (当事者 因 の 如

但書)。この点、「合理的に要求されるすべての措置をとっ ったことと解釈されている(藤田・前掲一七七頁)。 required)」とは、善良な運送人が通常払うべき注意を払 ったことを証明すれば免れる(過失推定責任。MC一九条 とったことまたはそのような措置をとることが不可能であ 損害を防止するために合理的に要求されるすべての措置を また、この延着責任は、 ਪ (all measures that could reasonably be 運送人または使用人・代理人が

以上のことから、運送人の合理的措置ないし時間的問題 (松田 MC一九条但書の免責事由として考慮されることとな · 前掲一一四頁)。

### (二) 手荷物の延着 一同時到達義務について

を並立的に規定しており、文理上、 モントリオール条約一九条では「旅客、 旅客運送契約と手荷物 手荷物」 の延着

釈

C三条四項)や損害賠償の範囲 旅客と手荷物を同一条文に規定している。したがって、手 ないこととなる。ちなみに、 送を前提としない手荷物運送契約では、貨物運送と異なら 運送契約を別契約と観念する余地もなくはないが、 条約は、 (同一七条) についても、 書面による通知 旅客運  $\widehat{\mathbf{M}}$ 

随する運送契約と解するべきである。 このように、手荷物運送の締結は旅客運送の存在を前提

荷物運送は、旅客運送契約の締結を前提とした、これに付

か、 とするから、旅客は旅客と手荷物が同時に運送されること 便で運送されなければ、 を期待するのが通常である。そこで、旅客と手荷物が同 いわゆる同時到達義務が問題となる。 運送人は直ちに延着責任を負うの

この点、

仙台地判平成一五年二月二五日判夕一一

五七

送することまで求めているものと解することはできない 改正ワルソー条約一九条は「受託手荷物が同じ航空便で運 延着した事案について、モントリオール条約の前身となる 五七頁は、 国際旅客運送契約に伴う受託手荷物が Ŧī.

ないため、 の問題と解さざるを得ない。 しかるに、 運送契約の解釈ないし当事者の合理的な意思解 同時到達義務については、 条約に明文規定が

と判示し、同時到達義務を否定した。

に余裕がある次の運航便で運送する」旨の定めがある(同 ることが実行不可能であると判断した場合は、許容搭載量 があり得ることを規定する。たとえば、被告SQの運送約 同社が 「受託手荷物を旅客と同じ航空機で運送す

航空各社の運送約款の多くは、

手荷物の後続便での運送

客側もこれを許容しなければならないから、 全性の確保など、他に優先する事情が生じた場合には、 のが通例ではあろうが、 旅客は旅客と手荷物が同時に運送されることを期待する 約款の趣旨に鑑みても、 同時到達義務 運航の安 旅

九条四項)。

運送人が主張立証の責任を負う(かかる立証責任について 便で運送できなかった場合、 同時到達義務肯定説と異ならない)。 かかる他に優先すべき事情は、 は否定すべきものと解する。

ただし、

旅客と手荷物を同一

# 延着責任に関する本判決の評価

本判決は、

その法的な根拠を明確に示していないものの、

負っていたことから、本来「受託手荷物を同便に搭載すべ 来」との留保を付しているので、 を肯定しているようにも思える。 き債務を負っていた」と判断し、 被告SQがXをⅡ便のビジネスクラスに搭乗させる債務を しかし、 形式的には同時到達義務 旅客が許容すべき他の優 判決文では

> を課さない趣旨という解釈も可能であろう。 先事情が認められる場合であれば、 必ずしも同時到達義務

告SQがXをⅡ便のビジネスクラスに搭乗させる債務を履 他方、Xの受託手荷物がⅢ便に搭載されたのは、 専ら

SQに帰責性がないということはできない」と判示した。 負うのにこれを履行しなかったことが認められる上、 「被告SQは、Xの受託手荷物をⅡ便に搭載すべき債務を 合理的な根拠なく延着したものと認めるのが相当である」、 行しなかったことが原因であるから、「Xの受託手荷物は

C一九条本文)、これに対して、 延着事実の存在および損害の発生・数額を主張立証し 延着の不存

被告は、

要件事実論として考察すれば、原告は、

請求原因として、

証することとなる(同条但書)。そして、条約一九条は過 (積極否認)と合理的措置を講じたこと(抗弁)を反論反

主張立証し、原告は、 すなわち合理的措置を講じたこと(無過失の抗弁事 失推定責任を採用するから、 それに対する過失の評価根拠事実を 運送人が過失の評価障害事実、 迪

主張立証することとなる。

するのか 化」が定着している現状にはない また、 どの程度の時間的経過をもって に関しても、 実 八務に おい (かかる定式化を試みる て時 間 的 「延着」 問 題 0) と判 「定式

評価を基礎づける事実の主張立証と、延着の不存在と評価

系

見 松嶋・前掲二六一頁)。したがって、延着事実の存否もま Convention: Commentary, Art.19 (2006 & Supp.3. 2008) 解 規範的要件に近似する構造となり、 L て、 Elmar Giemulla et al. (eds.),, Montreal 原告の延着事実の

に思う(国内手荷物運送の延着においても、 要件事実の構造に則った判断をしたものと理解できるよう 存否および合理的措置について、条約一九条本文・但書の 場は明らかでないものの、 できる事実の反論反証との攻防となるものと解され 項・五七五条は過失推定責任を採用する)。 この点、本判決では、 同時到達義務の存否についての立 前記判示のとおり、延着事実の 商法五九二条

て、

(二) 準拠法について

# ビジネスクラスに搭乗させる債務

(一)債務の内容

契約が成立しており、 到達地まで場所的に移動すること(場所的移動)を内容と せる債務不履行の有無は、 ないとした。したがって、 航空旅客運送契約は、 本判決では、Ⅱ便について、Xと被告SQとの間に運送 被告NHはⅡ便に関する債務を負わ 運送人が旅客に対し、出発地から 被告SQに限って問題となる。 Ⅱ便のビジネスクラスに搭乗さ

仮に通則法にしたがえば、

シンガポール法の適用が推定さ

この点、

本判決では、準拠法についての言及はない

クラスを提供するのは、 より具体的にはビジネスクラス搭乗を拒否し、エコノミー を構成する重要部分であることは否定できない。したがっ ービスの大きな差異などに鑑みれば、 運賃種別に応じた座席搭乗は、 太一「航空旅客運送契約」遠藤浩ほか監修 払うこと(運賃支払)を内容とする請負契約である(原茂 いえないが、運賃価額の高低差、 第七巻』四二頁(有斐閣、一九八四))。これに対して、 運送人が運賃種別に応じた座席に搭乗させないこと、 重大な債務不履行と評価できる。 運送契約の本質的要素とは 座席仕様や食事の機内サ 当事者にとって契約 『現代契約法大

用 がないのが一般的であり、 び効力は、給付当事者の常居所地法と推定される かるに、航空各社の国際運送約款にも準拠法に関する定め ないため、準拠法によって解釈されるべき問題である。 については、モントリオール条約に何らの規律を設けて に関する通則法八条二項)。 運送人が旅客を運賃種別に応じた座席に搭乗させる債 その場合、 法律行為の 成立およ

する役務提供を引き受け、その対価として旅客が運賃を支

ポール法では、フラストレーションの法理(Doctrine of れることとなろう。コモン・ローの法体系に属するシンガ

Frustration)が適用される場合を除き、原則として、 務不履行責任に債務者の故意・過失は求められない。 債

### (三) 本判決の検討

運送人の側が自らの無過失を主張立証する必要がある(民 して解釈するならば、 本件において通則法の規律を前提とせず、日本法を適用 債務不履行責任の要件事実としては、

法四一五条参照)。

認できないなどとして、Xが同便のビジネスクラスに搭乗 を利用してビジネスクラスにアップグレードしたことが確 かわらず、同被告の予約記録上、Xがアップグレード特典 ではなく、ビジネスクラスに搭乗させる債務を負うにもか 本判決は、「被告SQは、XをⅡ便のエコノミークラス

とがうかがわれることに照らすと、当該システムを使用し クラスにアップグレードしたことの確認ができなかった原 因は専ら同被告が使用するシステム上の問題に起因するこ SQにおいてXがアップグレード特典を利用してビジネス を履行しなかったものと認められる」とした上で、「被告

なる。

ていた同被告には少なくとも過失が認められるというべき

のほか、

市場価格の喪失、

間接損害・派生的損害、

得べか

この点、各国裁判例によれば、

と判示した。 であるから、 同社に帰責性がないということはできない」

ビジネスクラスに搭乗させる債務の存在を認定する以上、 あえて被告側の過失を認定しなくとも、 仮に通則法に則ってシンガポール法に準拠するならば、 債務不履行責任を

略)少なくとも過失が認められる」として、被告の過失を 認定しており、わが国民法の解釈適用としては、妥当な判 の問題に起因することがうかがわれることに照らすと(中 したものであろうが、「専ら同被告が使用するシステム上 肯定できたものと解せられる。 この点、本判決は、おそらく日本法によることを前

### 五 延着の損害論

断であったと思う。

## 延着損害の範囲と立証責任

することを拒否したものであるから、被告SQは上記債務

らず(MC一九条)、法廷地法によって判断されることと ついても、モントリオール条約は具体的な範囲を定めてお 延着から生じた損害(damage occasioned by delay)に

延着に直接起因する損害 121

求めた。

揭二六三頁)。 りし利益、 倫理的損害などが問題とされている (松嶋・ 前

一〇一万四六〇円およびこれに対する遅延損害金の支払を た費用、 い運賃との差額三〇万七三〇円、受託手荷物の受領に要し を利用できるエコノミークラス運賃から特典を利用できな 本件においてXは、 再度の旅行をするための運賃に慰謝料を加算した 被告らに対し、 アップグレード特典

実を認めるに足りる的確な証拠は見当たらない」などと判 結論ではないかと思う。 断されているように、 額も認められていない。この点、本判決をみる限り、 いては、原告側の立証が奏功することなく、いずれの損害 二〇日民集七巻一一号一二二九頁)。 損害賠償請求訴訟において、 原告が主張立証の責任を負う(最判昭和二八年一一月 原告側の証明不足は否めず、妥当な 損害の発生およびその数額 しかるに、本件にお 事

## (二) 延着と精神的損害

している。 ところで、本件では、 Xが延着から生じた慰謝料を請求

釈をめぐっては、 条約一七条一項 身体の傷害(bodily injury)に、純粋な 「身体の傷害の場合における損害」の解

11

分野への国内法の適用を妨げるものではない旨を判示し

精神的損害(pure mental injury)を含まないという解釈 含まれるかについては、その解釈が確立している状況にな 着損害に精神的損害 (emotional and mental damage) Eastern Airlines v. Floyd, 499 U.S. 530, 552 (1991))° 定着しているが (Giemulla・前掲 Art.17 para.4) が 延

が

Supreme Court of Korea judgment delivered on delivered on 26 October 2023, Case No. 2021 Da 259510; この点、 b 0) が 最近の外国判例には、 ある (Supreme Court of Korea judgment 延着の精神的損害を認め

た

61

October 2023, Case No. 2022 Da 254765)。 これは、 適用できるとして、乗客一人当たり四○○万ウォン 裁は、モントリオール条約に精神的損害に対する補償につ を理由に訴訟を起こした事例であり、 が運送人を相手取り、約九時間ないし二二時間に及ぶ延着 て明確な言及はないが、 国内法 (韓国民法)を補完的に 原審のソウル中央地 旅客

11

いて、 方、 れる損害の範囲に精神的損害が含まれないことを認める 六○米ドル)の損害賠償を認めた。 精神的損害に対する賠償のように条約の規律が及ばな 韓国大法院 (最高裁)は、 条約一九条により補償さ かかる原審の判断につ 八号二二二五頁)、

生命・身体に危険が迫るような過酷な

ている。

に解釈できるかどうかは一つの課題である。 案であったが、本件のような手荷物の事例においても同様 前記の韓国判例は、約二〇時間に及ぶ旅客自身の延着事

# (三) 手荷物延着と慰謝料に関する私見

完的に適用されるとしても、 討しなければならない。 賠償の対象となる損害の範囲について、 かどうかには議論の余地がある(MC二九条参照)。また、 いないことをもって、直ちに国内民法の適用が認められる モントリオール条約が延着損害の範囲を明確に規定して その具体的な内容は入念に検 仮に法廷地法が補

であろう。

着と比較すれば、それなりに限定的な解釈がなされるべき

旅客自身の

てよ

害に対する賠償を認めていることから、 であった場合や 義務違反があり、 賠償の対象となっている事案は、 しかし、 る ない延着の精神的損害に対する賠償も認められる余地があ 我が国の国内法においても、 (東京地判昭和六一年九月一六日判時一二〇六号七頁)。 判例上、身体的傷害を伴わない精神的苦痛が損害 (最判平成一六年一一月一八日民集五八巻 それが信義則に著しく違反する行為態様 民法七一〇条が非財産的損 故意・重過失による注意 身体的傷害を伴わ

> 日判時一二三一号一一七頁) など、 限られているのが 実情

貨換算で約一○二万六一○六円)、慰謝料請求を認め らば(MC二二条一項。二〇二三年一二月二二日現在の どの精神的苦痛を受ける可能性があり、 である(菅原・前掲九四頁)。 い。ただし、手荷物の延着事例においては、 名あたりの責任限度額五三四六SDRの範囲内であるな 特に旅客の延着事案においては、 身体的傷害に準ずるほ 条約に定める旅客

告をⅡ便のビジネスクラスに搭乗させる債務を負ってい められない事例であったものと理解できる。 するとおり、 ほどの精神的苦痛が生じたとまでは認められない」と判断 認識し得たと認められるから、 乗できない可能性があることを事前に認識し、あるいは、 とはいえ、状況によって原告は同便のビジネスクラスに搭 本件の手荷物延着においては、 金銭賠償を肯定できるほどの精 Xに殊更金銭賠償を要する 本判決が 「被告SQが 神的苦痛が認

#### 六 若干の補足

状態に長時間おかれた場合(東京地判昭和六一年四月三〇

本件は、令和元年六月、 Xが被告らに対して、 東京簡 裁

テム障害の有責性が認定される結果となった。しかし、被告SQとしては、証明責任の分配論の厳格解釈は扨置となったため、東京地裁に訴訟移行したものである。 となったため、東京地裁に訴訟移行したものである。

に民事調停を申し立てたが、三回の期日を経て調停不成立

が、その後に和解で終結している。
なお、本件は、令和四年五月、Xが東京高裁に控訴した

る。

ては、

告SQの債務不履行は肯定されたものの、Xの損害につい

原告側の証明不足により、その請求は棄却されてい

菅原 貴与志